

高度な衛生状態にあり、かつ能力の高い馬（HHP馬）が競技または競走のために90日を超えない国際移動を行う場合の獣医学的証明書のモデル

証明書番号:

輸入許可証番号(該当する場合): による発行
 (政府当局の名称を記入)の
 (仕向け先国の名称を記入)

この証明書はHHP馬のために発行される

- 通常の滞在国から一時的な滞在国への輸送¹
- 一時的な滞在国から別の一時的滞在国への輸送¹
- 一時的な滞在国から通常の滞在国のHPP施設への一時的に輸送¹
- 一時的な滞在国から通常の滞在国への返送¹

添付される参照証明書の番号(該当する場合):

移動元: 移動先: 参照証明書番号:

I. 当該馬の個体識別

I.1. 名前:

I.2. 色:

I.3. 性別:

I.4. マイクロチップ番号: ISO以外の読み取りシステム:

I.5. HHP² 個体識別番号:

I.6. 携行しているパスポート番号:

発行元.....

(パスポートの発行当局を記入)

¹ 適宜選択

² 国際馬術連盟もしくは国際競馬統括機関協会が当該高衛生・高能力馬に付与した番号

II. 馬の輸送元

II.1. 輸送元の国:

II.2. 荷主の名前と住所:

.....

³II.3. 通常の滞在国にある輸送元施設の住所と登録番号⁴:

.....

.....

³II.3. 一時的滞在国にある輸送元施設の住所と登録番号:

.....

.....

III. 馬の輸送先

III.1. 輸送先国:

III.2. 荷主の名前と住所:

.....

³III.3. 一時的滞在国の輸送先施設の住所と登録番号⁵:

.....

.....

³III.3. 通常の滞在国にある輸送先施設の住所と登録番号^{4 or 5}:

.....

.....

IV. 輸送に関する情報

輸送機関の特定: 航空機 (飛行機のタイプとフライト番号)⁶ 車両(登録番号)⁶ / 船舶(名称または登録番号)⁶

.....

³選択肢の一つを選び、他の選択肢を削除

⁴通常の滞在国にあり獣医当局に承認され、国際馬術連盟もしくは国際競馬統括機関連合のデータベースに登録された HHS 登録施設

⁵一時的滞在国にあり獣医当局に承認され、国際馬術連盟もしくは国際競馬統括機関連合のデータベースに登録された施設の HHP 登録

⁶

V. 証明獣医師による宣言

私は、公的獣医師として、上述の馬についてここに証明します：

- V.1. 出発前の48時間以内である本日これを検査し、感染症や伝染病の臨床症状がなく、外部寄生虫感染の明らかな兆候がなく、予定された旅程を移動することが可能であること；
- V.2. 登録された HHP 馬であり、携行するそのパスポートに本証明に関係するすべてのワクチン接種が記載されていること；
- V.3. HHP の資格を得る前の90日間および HHP 馬として登録されている期間は自然交配もしくは人工交配に供されておらず、自然交配もしくは人工交配が行われている施設におかれていなかったこと
- V.4. HHP馬としての登録以来、HHP馬として登録されていない馬との接触がなく、登録された施設から来ており⁴ 全移動期間を通じてHHP登録施設に滞在していること
- V.5. 輸送元国において、衛生上の理由から公的な制限を受けている施設を訪れていないこと；
- V.6. 私の知る限りにおいて少なくとも証明前の少なくとも15日間は感染症もしくは伝染病の症状を示す動物との接触がないこと；
- V.7. 以下の疾病について報告義務がある国から輸送されていること：アフリカ馬疫、ベネズエラ馬脳炎、東部馬脳炎、西部馬脳炎、日本脳炎、馬伝染性貧血、鼻疽(*Burkholderia mallei*)および狂犬病；
- V.8. 輸送元の国は：

³ [V.8.1. OIEの求める条件に従ってアフリカ馬疫について公式に清浄である；]

³ もしくは [V.8.1. OIEの求める条件に従ってアフリカ馬疫について公式に清浄とはいえ、当該馬はHHP承認を受けた媒介動物から保護された、少なくとも14日間は隔離される施設に導入される前の40日間にワクチン接種されておらず、.....⁷と.....⁷の2回にわたって、有効性が確認されたPCRテストが行われその結果が陰性であること。最初のサンプルは隔離施設に入る直前に採取され、2回目のサンプルは検疫施設から輸送地に向けて媒介動物から保護された輸送手段に仕向けられる前48時間以内に採取したもの。]

³ [V.8.2. 少なくとも過去2年間はベネズエラ馬脳炎について清浄であること；]

³ もしくは [V.8.2. 少なくとも過去2年間はベネズエラ馬脳炎について清浄であるとはいえず、当該馬が：

³[V.8.2.1. 移送前少なくとも60日以内に、製造業者の指示に従って、ベネズエラ馬脳炎に対する登録された不活化ワクチンを接種していること；]

³ もしくは[V.8.2.1.移動前の3週間は常に媒介動物から保護された状態に置かれており、ベネズエラ馬脳炎のHIテストを少なくとも14日間の間隔をあけて、.....⁷と.....⁷に採取されたペアサンプル、ただし、2回目のサンプルは媒介動物から保護された状態での移動先への輸送の7日以内に採取されている必要、について.....⁷に実施されており、その結果が両方とも陰性、もしくはタイターが安定しているか減少しているかであること]]

そして輸送中、適切な媒介動物からの保護が施されていること。

³[V.8.3. 通常の滞在国であり、少なくとも過去3年間は鼻疽清浄国であり、当該馬が輸送前の30日間に採取されたのサンプルにおいて、血清の5倍希釈で、鼻疽のCFテストの結果が陰性であること；]

³もしくは [V.8.3. 通常の滞在国であり、過去 3 年間、鼻疽清浄であるかどうかは不明であり、当該馬は少なくとも過去 6 ヶ月間鼻疽清浄である 1 施設に少なくとも輸送前の 3 週間継続して滞在しており、鼻疽のCFテストを少なくとも 21 日間の間隔をあけて.....⁷ と⁷に採取されたサンプルで、ただし、2 回目のサンプルは移動先への輸送の 10 日以内に採取されている必要、2 回実施されており、その結果が血清の 5 倍希釈で陰性であること;]

³もしくは [V.8.3. 一時的滞在国であり、当該馬は、少なくとも過去 6 ヶ月間鼻疽清浄であるHHP施設に置かれていたこと;]

³ [V.9. 輸送前の 14 日以内の.....⁶に採取されたサンプルで馬ピロプラズマ(*Babesia caballi* and *Theileria equi*) についてIFATテストおよびc-ELISAを実施し陰性の結果であったこと;]

³もしくは [V.9. 過去に馬ピロプラズマ(*Babesia caballi* and *Theileria equi*) についてIFATテストもしくはc-ELISAを実施し陽性の結果であり、検査の時点でピロプラズマの症状を示しておらず、輸送前の 7 日間は検査をされ抗ダニ処置を施されていること;]

V.1.10. 輸送の前 120 日以内に採取されたサンプルにおいて馬伝染性貧血の寒天ゲル免疫拡散法で陰性の結果が出ていること;

V.1.11. 馬インフルエンザワクチンの接種を輸送前の 21 日から 90 日の間に、21 日から 42 日間の間隔をあけて続けて.....⁷ と⁷の 2 回、もしくは、最初の接種に続き年一回の接種を行っている場合.....⁷にブースター接種を行っていること;

V.1.12. 手順に沿って徹底的に特に耳、偽鼻孔、下顎部分、たてがみ、さらに腋窩部、脚の付け根、会陰および尾を含む下半身部分を調べた結果として、外部寄生虫について清浄であり、認可されたもしくは登録された広範な作用をもつ殺虫剤を製造業者の指示に従って輸送前の 4 8 時間以内に処置していること。

VI. 輸送条件

相当の調査と私の知る限りにおいて馬の輸送は以下を確保するように調整されている:

VI.1. 馬は輸送元の施設から目的地の施設へ直接引き渡されること;

VI.2. 目的地への輸送中、馬は現時点で HHP 登録をしていない登録をしていない馬もしくは必要な獣医学的衛生証明書を携行していない馬と接触することがないこと;

VI.3. 馬は輸送元の国に承認されている殺虫剤であらかじめ洗浄・殺虫され、糞、尿および敷料が輸送中に外に出ないように設計された車両において輸送されること;

VI.4. 目的地への輸送中は馬の衛生及び福祉が効果的に守られていること。

VII. 証明書の信頼性

この証明書は署名後 10 日間有効である。

馬の所有者もしくは責任者によって署名された申告は証明書の一部をなす。

公的獣医師の名前 (大文字) :

役職:

事務所住所:

.....

電話:

ファックス:

E メールアドレス:

.....

署名:

日付:

場所:

公印:

VIII. 馬の所有者または責任者に署名をされるべき申告

私,(名前を大文字で入れる)は以下に署名し、申告する

1. 獣医学的証明書に記載されている馬は、通常滞在している国の国外に 90 日を超えない期間滞在する。
2. 現時点で HHP 馬として登録されているため、現時点で HHP 馬として登録されていない馬とは直接の接触はしていない。

3. 当該馬は

.....に滞在していたところ (通常の滞在国名)日 以来。⁷

.....に入学 (一時的滞在国名)日に。⁷

4. 輸送先の国での滞在期間中、当該馬は現時点で HHP 登録をしている以下の施設にのみ滞在しており、当該国の獣医当局の監視の下にある:

施設の住所	HHP の登録番号	移入日	移出日

5. 当該馬は現時点で HHP 登録をしていない馬と接触することのない条件の下で、獣医学的証明書を携行し、移送先の国で許可されている殺虫剤で事前に洗浄・殺菌された車両によって、移送元施設から移送先施設へ移送される。

日付: 場所:

署名:

⁷ 日付を記入